

重要事項のご説明

国内旅行傷害保険

2019年10月以降始期契約用

1 はじめに

- この書面は、国内旅行傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。
ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社大阪企業支店までお問い合わせください。
- この保険は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、「引受保険会社」といいます。）を引受保険会社、スポットツアー株式会社（以下「当社」といいます。）を保険契約者とし、加入者および加入者が指定した方を被保険者（保険の対象となる方）とする一般包括契約です。
- 加入者と被保険者が異なる場合は、この重要事項のご説明を交付し、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

2 マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して加入者・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

3 この書面の構成

I. ご加入前におけるご確認事項…P4～7

1. 商品の仕組み
2. 基本となる補償等
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等
4. 満期返れい金・契約者配当金

II. ご加入時におけるご注意事項…P8

1. 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）
2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）
3. 死亡保険金受取人

III. ご加入後におけるご注意事項…P9～10

1. 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）
2. 解約と解約返れい金
3. 被保険者からの解約

その他、ご留意いただきたいこと …P10～14

ご契約内容に関する確認事項（ご意向の確認） …P15

4 用語のご説明

危険	損害等の発生の可能性をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

5 お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
大阪企業支店

【電話番号】 **06-4256-0073**※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター

0120-721-101（無料）

※受付時間 平日9:00～17:00

※土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

※受付時間[24時間365日] ※おかけ間違いにご注意ください。

※IP電話からは**0276-90-8852**（有料）におかけください。

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

そんぽADRセンター（損害保険相談紛争解決サポートセンター）

[ナビダイヤル] **0570-022-808**（全国共通・通話料有料）

※受付時間 [平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]

※携帯電話からも利用できます。※おかけ間違いにご注意ください。

※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

I. ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

(1) 商品の仕組み

この説明書では「国内旅行傷害保険」を説明しています。

国内旅行傷害保険は、国内旅行中に被保険者がケガを被った場合^(注)、その他費用を負担することによって損害を被った場合などを補償する保険です。

また、基本となる補償、主な特約は以下のとおりです。

(注) 国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ加入者証に記載された保険期間中のケガを補償します。なお、旅行出発後に保険加入を希望した場合は、契約成立時刻から住居に帰着するまでの間かつ加入者証に記載された保険期間中のケガを補償します。

基本となる補償	すべてのご契約タイプにセットされている特約
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none">● 国内旅行傷害保険特約● 戦争危険等免責に関する一部修正特約● 賠償責任補償特約(国内旅行特約用)

(2) 被保険者の範囲 等

- ① **保険契約者**：スポットツアー株式会社
- ② **ご加入できる方**：スポットツアー株式会社が実施する国内旅行ツアーに参加する成年年齢以上の個人の方
- ③ **被保険者**：スポットツアー株式会社が実施する国内旅行ツアーに参加する以下のいずれかに該当する方とします。
 - a. 加入者（代表被保険者）
 - b. 加入者の配偶者
 - c. 加入者またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）
 - d. 加入者またはその配偶者の別居の未婚の子（未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます）※加入した方のみが保険の対象となります。

2 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	お支払いする主な場合		
入院保険金	事故によるケガのため入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、入院の日数は180日を限度とします。		
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。ただし、1事故につき、1回の手術に限ります（下記①、②両方の手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとしします）。 ①入院中に受けた手術 <table border="1"><tr><td>入院保険金日額 × 10</td></tr></table> ②上記①以外の手術 <table border="1"><tr><td>入院保険金日額 × 5</td></tr></table>	入院保険金日額 × 10	入院保険金日額 × 5
入院保険金日額 × 10			
入院保険金日額 × 5			
通院保険金	事故によるケガのため、約款所定の通院をした場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通院の日数は90日を限度とします。		

お支払いできない主な場合

【入院保険金、手術保険金、通院保険金共通】

- 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等を使用している間のケガ
- 乗用具を用いて競技等をしている間のケガ
- ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注)

など

(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金額の設定

保険金額の設定（タイプの選択）については、以下の点にご注意ください。
また、お客さまの保険金額は、加入手続画面をご確認ください。

- 保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡保険金、後遺障害保険金の額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円^(注)が限度となります。

- ① 被保険者が保険期間の開始時点で満15才未満の場合
- ② 加入者と被保険者が異なる場合

(注) 普通保険約款や特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。

(3) 主な特約の概要

<p>賠償責任補償特約 (国内旅行特約用)</p>	<p>国内旅行中の偶然な事故^(注1)により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。^(注2)</p>
-------------------------------	--

(注1) 航空機、船舶・車両（人力のものやゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）の所有・使用または管理による事故を除きます。

(注2) 被保険者が責任無能力者の場合には、その責任無能力者の行為によって、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

(4) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

補償内容が同様の保険契約（国内旅行傷害保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●賠償責任補償特約（国内旅行特約用）

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- ①**保険期間**：国内旅行ツアーに参加する日（1日間のみ）を設定してください。実際に契約する保険期間は、加入手続画面をご確認ください。
- ②**補償の開始**：保険期間開始日の午前0時に始まります。（旅行出発後に加入する場合は、マイページの加入者証記載の契約成立時刻）ただし、保険期間が始まった後であっても、旅行行程開始前に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。
- ③**補償の終了**：保険期間終了日の午後12時に終わります。ただし、旅行行程終了後に発生した事故に対しては、特約に定める場合を除き、保険金をお支払いできません。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、ご契約タイプ、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、加入手続画面をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご加入時に全額を払い込む一時払、かつ、クレジットカード払のみとなります。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II.ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

(1)加入者または被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2)告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入手続画面の「告知事項のご確認」に【告知事項】として記載された項目のことです。

この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入手続画面の内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等^(注)の有無

(注) 国内旅行傷害保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となり、死亡保険金受取人の変更はできません。

Ⅲ.ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

住所または連絡先を変更した場合は、ただちにマイページより変更手続きを行ってください。

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

この保険から脱退(解約)される場合は、マイページの解約手続画面に従って申請してください。

- ご契約の解約に際しては、解約の条件により、解約日から保険期間終了日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 解約返れい金を返還する場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①その保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社とその保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、その保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、その保険契約の存続を困難とする重大な事ごらを発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、その保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 前記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

その他、ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合には、30日以内にあいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターまでご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 賠償責任を補償する特約がセットされたプランにご加入の場合、賠償事故・被害事故にかかわる示談交渉・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社と相談のうえ、おすすめてください。

【示談交渉サービス】

日本国内において発生した賠償責任補償特約（国内旅行特約用）の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した賠償責任補償特約（国内旅行特約用）の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

【示談交渉を行うことができない主な場合】

- ・ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任補償特約（国内旅行特約用）で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ・ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (4) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【引受保険会社がお支払いする保険金の額】^(注1)

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額^(注2)をお支払いします。
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額^(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

(注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方は、下表のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1)	保険金請求書（個人情報に関する同意を含みます）																		
(2)	当社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(7)に掲げる書類も必要な場合があります。																		
(3)	被保険者であることを確認する書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">書類 の例</td> <td style="padding: 2px;">・ 家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） ・ 各種名簿 ・ 旅行中であることを証明する書類</td> <td style="width: 10%; text-align: right; vertical-align: bottom;">など</td> </tr> </table>	書類 の例	・ 家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） ・ 各種名簿 ・ 旅行中であることを証明する書類	など															
書類 の例	・ 家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） ・ 各種名簿 ・ 旅行中であることを証明する書類	など																	
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">書類 の例</td> <td style="padding: 2px;">・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書</td> <td style="width: 10%; text-align: right; vertical-align: bottom;">など</td> </tr> </table>	書類 の例	・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書	など															
書類 の例	・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書	など																	
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">① 保険事故の発生を示す書類</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">書類 の例</td> <td style="padding: 2px;">・ 公の機関が発行する証明書（事故証明書など） ・ 死亡診断書または死体検案書</td> <td style="width: 10%; text-align: right; vertical-align: bottom;">など</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">② 保険金支払額の算出に必要な書類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">書類 の例</td> <td style="padding: 2px;">・ 当社の定める診断書 ・ レントゲン等の検査資料 ・ 後遺障害診断書 ・ 領収書</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">など</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">③ その他の書類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">書類 の例</td> <td style="padding: 2px;">・ 運転資格を証する書類（免許証など） ・ 調査同意書（当社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）など</td> <td></td> </tr> </table>	① 保険事故の発生を示す書類			書類 の例	・ 公の機関が発行する証明書（事故証明書など） ・ 死亡診断書または死体検案書	など	② 保険金支払額の算出に必要な書類			書類 の例	・ 当社の定める診断書 ・ レントゲン等の検査資料 ・ 後遺障害診断書 ・ 領収書	など	③ その他の書類			書類 の例	・ 運転資格を証する書類（免許証など） ・ 調査同意書（当社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）など	
① 保険事故の発生を示す書類																			
書類 の例	・ 公の機関が発行する証明書（事故証明書など） ・ 死亡診断書または死体検案書	など																	
② 保険金支払額の算出に必要な書類																			
書類 の例	・ 当社の定める診断書 ・ レントゲン等の検査資料 ・ 後遺障害診断書 ・ 領収書	など																	
③ その他の書類																			
書類 の例	・ 運転資格を証する書類（免許証など） ・ 調査同意書（当社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）など																		
(6)	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">① 保険事故の発生を示す書類</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">書類 の例</td> <td style="padding: 2px;">・ 公の機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・ 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写</td> <td style="width: 10%; text-align: right; vertical-align: bottom;">など</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">② 保険金支払額の算出に必要な書類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">書類 の例</td> <td style="padding: 2px;">・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書 ・ 休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・ 交通費、諸費用の明細書 ・ 購入時の領収書、保証書、仕様書 ・ 図面（配置図、建物図面） ・ 当社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・ レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 葬儀費明細書、領収書 ・ その他の費用の支出を示す書類 ・ 受領している年金額の確認資料 ・ 示談書またはこれに代わるべき書類 ・ 労災からの支給額の確認資料</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">など</td> </tr> </table>	① 保険事故の発生を示す書類			書類 の例	・ 公の機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・ 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写	など	② 保険金支払額の算出に必要な書類			書類 の例	・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書 ・ 休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・ 交通費、諸費用の明細書 ・ 購入時の領収書、保証書、仕様書 ・ 図面（配置図、建物図面） ・ 当社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・ レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 葬儀費明細書、領収書 ・ その他の費用の支出を示す書類 ・ 受領している年金額の確認資料 ・ 示談書またはこれに代わるべき書類 ・ 労災からの支給額の確認資料	など						
① 保険事故の発生を示す書類																			
書類 の例	・ 公の機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・ 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写	など																	
② 保険金支払額の算出に必要な書類																			
書類 の例	・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書 ・ 休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・ 交通費、諸費用の明細書 ・ 購入時の領収書、保証書、仕様書 ・ 図面（配置図、建物図面） ・ 当社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・ レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 葬儀費明細書、領収書 ・ その他の費用の支出を示す書類 ・ 受領している年金額の確認資料 ・ 示談書またはこれに代わるべき書類 ・ 労災からの支給額の確認資料	など																	

	③その他の書類			
	<table border="1"> <tr> <td>書類の例</td> <td>・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金の支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）</td> <td>など</td> </tr> </table>	書類の例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金の支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など
書類の例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金の支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など		
(7)	その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類			
	①保険事故の発生を示す書類			
	<table border="1"> <tr> <td>書類の例</td> <td>・公の機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・損害物の写真</td> <td>など</td> </tr> </table>	書類の例	・公の機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・損害物の写真	など
書類の例	・公の機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・損害物の写真	など		
	②保険金支払額の算出に必要な書類			
	<table border="1"> <tr> <td>書類の例</td> <td>・被害品の価格を証明する書類 ・領収書</td> <td>・修理見積書 など</td> </tr> </table>	書類の例	・被害品の価格を証明する書類 ・領収書	・修理見積書 など
書類の例	・被害品の価格を証明する書類 ・領収書	・修理見積書 など		
	③その他の書類			
	<table border="1"> <tr> <td>書類の例</td> <td>・調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） ・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの</td> <td>など</td> </tr> </table>	書類の例	・調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） ・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの	など
書類の例	・調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） ・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの	など		

3 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者^(注)または上記②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

4 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

5 個人情報の取扱い

注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

6 無効、取消し、失効について

注意喚起情報

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

② 被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 被保険者が死亡^(注)した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(注) 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

7 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

8 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

9 通信に関する免責事項

お客さまが入力されるお申込み内容、クレジットカード払込内容などの個人情報をお客さまの安全に送受信するために、引受保険会社では SSL（暗号化通信）を使用しています。SSL 使用により通信経路での盗聴等による情報漏洩には高い精度をもって対応できますが、万が一引受保険会社の責によらない漏洩などにより発生した損害につきましては、引受保険会社は責任を負いません。また、引受保険会社の責によらない通信障害、端末障害等により、加入手続きが遅延または不能となったために生じた損害につきましても引受保険会社は責任を負いません。

ご契約内容に関する確認事項(ご意向の確認)

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さまのご意向に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、加入手続画面に入力した内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った契約内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。なお、ご不明な点などはこの書面に記載のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

1. この保険商品およびご契約プランは、お客さまのご意向に沿って、旅行期間中のケガなどによる治療への備えとして提案させていただくものです。ご希望のプランがない場合には、ご加入いただけません。
2. 次の項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - (1) 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合など）、特約の内容
 - (2) 被保険者の範囲
 - (3) 保険金額
 - (4) 保険期間
 - (5) 保険料、払込方法、契約者配当金制度がないこと。
3. 被保険者に関する「年齢」・「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
4. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
6. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、ご加入の可否をご確認ください。